小川為治著述

開化問答二編

下

開化問答二篇巻下

小川為治著

開治郎

サテ一服やりましたゆゑこれからまた一喧嘩に及び
ませうソコデ舊平さん足下の議論でも政府にて太陽
暦をおとり用ゐなされたるは畢竟毛唐人の属國に
なりしことけダまた太陽暦に改りてより寒暑の様子が
狂ひたるゆゑ日用萬事の差支を生じ随て何職業の
人に限らずこれも大損毛に及べる事ダその上日の吉凶を

擇むことあたはざるゆゑこれがためニ世間一般ニ悪事災難を招ぎ困窮艱苦の禍を受くる事ダと仰らるゝ事されど僕はこれを以て足下の頑愚より生ぜたる御心得違かとぞんじ升されどこれより政府ニ於て太陽暦をおとり用ゐなされし事と足下の御論の不理窟なる次第を御話し申さんゆゑよく耳の垢をかい浚ひておきゝなされませまづ太陽暦は地球の日輪の周圍を巡廻するを以て本とし定めたる暦でござる地球は三百六十五日と五時四十八分餘にして日輪の周圍を一廻す故ニ三百

六十五日を以て一年と定め上端の五時四十八分餘を四ツ集むれバ丁度二十四時バかりになるゆゑまたこれを一纏にして四年目ごとに一日の閏をおく仕掛にしたる暦法でござるこの暦法なれバ七千年の後に及び漸く一日の差を生ずる位のことなきゆゑ春夏秋冬寒暖の時節も大方毎年かはることなきゆゑ種蒔き稲刈り網を下し賣物を仕入るゝ手筈も勿論衣服の都合より香の物を漬くる用意にいたるまでさぎく暦を出して節を見るに及バヾ何月何日といへバ丁度去年のその日と同じ時

候なれバ一年の暦さへ諳んずれども幾年といふとも更に差支なくして甚だ重宝なるものでござる且毎年の日数が同様なるゆゑ奉公人も閏年のために三十日の空奉公する憂ひもなく商人も閏月のために貸方の収入を延しされるがために餘計の利足を金主に拂ふ憂ひもなしその他一年定めの約束事にて閏月のために損徳をうくることなければその便利なることは僕がいふまでもござりません只改暦以来も萬事今まで眼慣れたる所にかはりたる有様なるゆゑ世の無学文盲の人も驚愕仰天

して種々の不便を唱ふる者あれどもこれは正真の利害の穿鑿をして不便を唱ふるわけにはあらざれどもとよりとるに足らぬ話しでござることこれまで六月を熱き時十二月を寒き時十五日を満月晦日を闇の夜と心得てゐたるは畢竟仕来りならはしにてもし始より只今の気候の如く覚えゐたるならば太陽暦に改るとも更に噪ぎたつる事はござり升ぬしかれど夫れを以てなにかれこれとやかましういふ人は恰も改名せし人を見てその以前の人物にあらずといへるが如くこれを名を以て實を害ふと

いひて馬鹿乃天上とする事でござるサテ又これまで
乃暦をこれを大陰暦といふて月を見當に定めたる暦
法でござる月ハこの地球乃周圍を廻るものにて二十九日と
十三時を以て丁度一廻りして元乃處にかへるものでござる
大陰暦を毎月十五日乃夜に圓き月を見る趣向なれど
も右乃二十九日と十三時を十二合して一年とすればいまだ
三百六十五日に足らぬ即月も既に十二度地球乃周圍を
廻りたれども地球をいまだ日輪乃周圍を一廻りせざるで
けるでこの差凡二年半餘にて一月ばかり乃日數となる

也故その時に至り閏月をおき十三ヶ月を一年とし地球の進みて元の所にかへり着をまつたとてさぎる譬ば三百六十五文払ふべき借銭を毎月二十九文五分づゝ済方をすれば十二ヶ月にて凡十一文餘の不足となるべし其の不足が二年半餘りも滞れば大抵三十文ばかりの引負となら人閏月を即其の引負を一月にまとめて払ふ事とおしりなされませ右の次第にて大陰暦は春夏秋冬の節に拘はらず一年の日数を定むるものなれば今年の今日と去年の今日と

も唱も同様なれども氣候も必ず相違してをり外との
故に彼岸土用などの節を知らんにも一々暦をひらき見ざ
ればかなはぬ事にてこれまで用ゐ慣れたるゆゑさきま
で不便利なりと思はねどもよく〳〵考へこれを太陽暦に
較ぶる時は随分胆の消ゆるほど不便利のものでござる
但右に話しある所の地球の日輪を廻る理合や月の
地球を廻る理合は即窮理学といふ学問をすれば忽ち
合点ゆく事ゆゑ御間暇のをりその書物について見ら
んなさるがよろしうござる サテ又足下は太陽暦に日

取乃吉凶を書載ざる也然れがためふ世間一般ふ悪る
災難を招ぎ困窮艱苦乃禍を受くる事ダと仰る人も有
れどもそれは無實乃罪ふて大陽暦を定てトンダ濡衣を
著せと歎いてゐる人もでおざらう全躰政府ふて大陽
暦をおとり用ゐなされし御趣意を尋ぬれバ詰り世間
乃人々が其れ等乃事ふ迷ひゐる睡りを覚さんためふして
大陽暦ふ日取乃吉凶などを書載ざるなり正真乃道理
ふかなひたる事でおざる元来其れまでの暦ふ書載す
る所乃方位日取などの事ハ漢土乃道家といひて丁度

今の法印或ハ賣卜者などゝ類したる者より出でし說にて是れ等の奴等が牽強附會にいろいろの妄說を拵り是れを以て愚人を惑し金銭を儲くる助と志たるものでござる ソコデ是れ等の妄說の世間に流布せし原も中昔し乱世の頃より伊勢の法師どもが太神宮様の法被に暦を添へて配りしより起りたる事でござる蓋しその頃まで漢土の書物をよみいさゝか暦の事などを心得たる者ハみな坊主等なる故法師が暦を配るに付ても大方坊主を頼みて暦をこしらへもらふた

るものと見え外坊主も昔しも今もことなることなく世間を馬鹿にせん馬鹿にせんとのみ心掛をる者なればまたその虚に乗じ自己が田地に水を引ん目論にてかのさけもなからざる鬼門ダノ金神ダノ或は白日黒目などいふものを恭しく暦に書加へこれを以て一ッは暦の有難味を増し二ッには世間に迷ひの種を蒔きつけまた自己等の銭儲の田地と志たるものでござる元来我々の住居するこの地球は恰も橙の如き形のもののにて一寸小サキ所にて見れば東西南北の區別あるや

うなれども地球の上に於ても更にその區別あることなしその次第をまづ日本の東の海岸なる横濱より船出して東の方へ向ひ真直に行けば亜米利加の合衆國に至り升それより亜米利加をたえなほ東へ行けば歐羅巴の英吉利國などに至り升それよりなほ東へ行けば印度の釋迦様の出たる國に至り升それよりなほ東へ行けば南京坊主の國即支那に至り升それよりなほ東へ向ひ行けば遂に日本の長崎にかへりつき升横濱より長崎をいづれの方角に當り升ぞ即西の

方でござりませうはじめ東乃方へ向ひ船出して今西の方よりかへりくる所を以て見れバ東西南北といふ名目をたゞ小サキ所乃區別を定むるために設けたることゝ志らるゝでござりませんか志かれバこれを以てその場所に固り着てゐる者と心得るは実に愚なる次第でござるされバ鬼門塞りなどの吉凶に拘りてその行べきかたにもゆかず引移るべきかたに引移らざるはたれ幸を擇えて却て不便利を生じこれがために禍ひ陥る道理にて甚だ馬鹿らしき事でござるそれゆゑ

まし鬼門乃表口より向て這入る事をおそろしく思
ふ人あらバ今の話しヤス通り世界を一廻りしてソット
鬼門乃裏口より這入り出し抜ハ金神乃御釜でも
抜てやるがよろしうござるナント舊弊さんこの道理を
御呑込なされたか方位などの説を信仰する御料簡
を失果るでござらうことハ日取乃吉凶ニ至りても最も
信ずるに足らぬ話しでござる何も黒日ハ日輪が黒く
光ハ半黒乃日を黄色ハ光り白日ハ赤くおてらしな
さるといふ差別ハござり升まい何日もきらくとお光

りなされバ三百六十五日一日として悪日ハなき筈でござるなれども白日にても悪事を働けバ必す刑罰に行なるゝ事なれバ黒日にても人倫の道にかなふ仕業を行ふに何の恐るゝ事がござりませうたゞ誤りて悪しき行をせし日などを以て悪日とすべしもとより定りて災難を受くべき貧乏に陥るべき日といふ決してない理窟に心得升且足下の清話しの通り悪日を用る者ハ屹度悪事災難をうくべき事とせバ其の悪事災難を與ふる者ハ誰でござりませう僕も大

方天道様ならんとぞんド外天道様ハ世界中乃天道様なれバこの悪日を用ゆる者ハたとひ亜米利加や欧羅巴の人なりとも屹度悪事災難を与ふべき筈でござるさるに亜米利加や欧羅巴にては古来よりかゝる白癡なる語しをつちだかりもなくしてかの国乃人々ハ日本人乃悪日として恐るゝ日を平気なる顔付にて用ゐれども更に悪事災難をうくる様子もなければこれ等乃事柄を足下乃如くやうきしう信仰せるハ実に腹乃皮乃よぢれることでござる今世乃悪事災難といふ

ものも大方その人の不注意より生ずるものでござる譬
へば病氣もその人の不養生より起り盗賊に忍込まるゝ
もその人のよく戸締りをせぬより起り金錢の損失も
その人のあまり欲張り過ぎて本筋の道を踏まざるより
起り人の爲に殺さるゝもその人の常に他人より遺恨を
受くる所業に及べるより起るが如しされどよく世の中
の道理に從ひ萬事に付て手拔のなきやうに氣を附
くれバまづ大方も悪事災難といふものを起らざる筈に
て僕も萬事に付て手拔のなきやうに氣を附くる事

ある人間のためにもその上もなき災難除の法守かと
ぞんじ升さるをかの方位日取のために婚礼の日を延し
積宅の時を縮めこれによりて福禄寿命の無量なら
んことを望むは木に縁て魚を求むるが如しいはゞ弥
勒の世を終るとも決して出来ざる仕事でござる
又足下も五節句物日などのお慶しにありしを彼是理
窟をつけてやかましういふる事がなれども矢張さきま
は詰しトタル暦を改られし法趣意におなじ事でご
ざる元来愚癡なる人物は道理の真偽に拘ならばたゞ

古来よりの仕来りなりとしとのミ信仰して如何程よき事柄にても新しく思ふ事へハ容易に移らさる者でなきさりながらその愚癡なる人の料簡にのミ任せおきてハトテモ世の中が文明開化の場所に至るハとあたハざるゆゑ世間を文明開化にせんと思ふ政府ハまづ世人の迷執を打破り萬民の耳目を新にせされバかなはぬことにてあれ五節句物日などをお廃しなされし次第でなきゆゑ全躰足下の論せらるゝ所の五節句杯といふ日の大本を穿鑿すれバさなきこともなき日にて祝

ふべき節を少しもわいまけでござるかくの如き日を祝ん
ためにこれまで家業を休み上下を着用してありがた
さうに御目出たうござり升恐悦にぞんじ升抔と騒ぎまわり
たるは實に小兒遊のやうにて今更笑止千萬にぞんじられ升
ソコデ只今祝日として用る所の紀元節は神武天皇
様の始て天子様の位に即せられし日より天長節
とは今の天子様の誕生日の事にて實におれ[illegible]
の日は日本に生れたる人の必ず大切に祝ふべき筈の
日でござる故に政府にて一年中よりかゝる貴き日五日

を撰み出しされを祭日に定め世間一般に祝ふ事となされたるわけでござる　サテ舊平さんかくの如く歎じて話しアせぬ政府にて大陽暦をおとり用ゐるになりたる理窟を大低は得心になりましたらうされども其足下は大陽暦を用ゐるも毛唐人に降參したるわけダと仰るか抑毛唐人とは何國を指て仰る言葉ぞ英吉利西も有り佛蘭西もあり亞米利加日耳曼もありてあれこそ大陽暦を用ゐる國でござる僕の眼には日本も堂々たる帝國の權威ありて此等の國の中いづれの

も降参したる様子も見えませぬされど政府に於て大
陽暦をおとり用ゐなされしものなれば蒸氣車や傳信機
をおとり用ゐなされし事と同様でござるそれを何
でも大陽暦をとり用ゐる上からも彼等の屬國にな
りしやうなものだと強情に仰せならば昔し漢土より大陰暦
の法を傳来志たるも矢張支那の屬國になりたる事
だと申シませうがあれハ不通の論でござるされど先刻
足下が涙が流る或ハ煙草盆を打壊ちし抔と話され
しもこな足下の頑愚より起りたる氣違業にて大の

開次郎を左摺するは家違の附合をトテモ出来ぬ事也ゑまつ堅く御断り申し升ナント舊平さんかく御詫し申したらぜ足下のおれまで馬鹿氣たる事歎かしいると血眼になりて非難せられたる理窟をこそ正真の道理にて一生懸命によい事と思ひ込てゐらるゝ理窟を却て本を正さぬ不理窟だと明におわかりになりましたらう。されどおれまでの御料簡を西の海へサラリと抛げ捨てゝ政府の御趣意のありがたき事をよく〱胸に落へ大陽暦の事などを厚く守るがよろしうご

ざる

舊平　なるほど大陽暦の御説得一々肝に銘じ感心いたし升最早大陽暦の一件に付てハ此の舊平一言の異論もござりませぬダが足下にもう一番おきゝ申す事がござる其れは即地券の一件でござり升全躰これまで日本國中何れの土地にても田地の年貢ハ大低米を以て納むる仕来りなりしに地券の制に改りてよりハ券状高の百分の三トカ又ハ百分の二トカいふてこれは悉く金

納乃事多からでござる尤年貢乃割合も夫れまではさ
までかはりたる所なしといへども此の金納に改りたる
事は百姓乃ためには甚だ迷惑なる事でござるたと
へば米納なれば田地より取上ぐる米を以てすぐに俵
に作り上納するまでにて甚だ手軽き事なれども金納
にても取上ぐる米を一旦商人に賣渡しその代金を得
て上納する事ゆゑ之れを米納に較ぶれば両度乃手
間を費し甚だ面倒なる次第でござる且百姓にも恒に
年貢乃金を貯へ持てゐるほどの者は少きゆゑ大低は今

年取上たる米をすぐに商人に賣渡しこれを以て年貢の金を調達する事でござる世間一般まあの有様なれば商人どもは年貢の上納時に至り必ず足本を見て鷲攫の儲をせしめんと謀るよしにてまた百姓も是れを避くることあたはん今までも昔しの如く水牢や土の牢に入れらるる苦しみこそ少しといへども年貢の金を怠れば身代限りの憂きに及ぶべしと真綿を以て喉を絞らるるが如きイヤに厳しき法網を恐れ現に商人の罠に懸れりと承知しつつ無據その米穀を賣代ま

す次第でござる蓋し此の害ハ運送不便の土地柄にてハ殊に甚しうして是れに由て見れバ世に百姓ほど薄命なる者ハござらぬ嗚呼憐むかな百姓よ外の簀に蓆をしきて住居とし粟稗を以て食物とし身にハ荒布の如き衣服を纏ひ一年中田野にありて雨にうたれ日に照らされかくしてやうやく取上ぐるところの米穀ハかの狡猾なる米商人のために安直を以て蹴倒されその身ハ矢張本の目阿弥にて衣服ハ勿論自己が作りし米さへも食ふ事のかなはぬハ犬骨折


惺々暁斎



て鷹の餌食ハ不便なる者でハござりませんかも百姓も昔しより随分割のよき職業なれど近頃のやうに困窮を極めたるもない事だそうでござるされバ畢竟金納の所業にて本を尋ぬれバ地券の制が其の害をする事かとぞんじ升且地券状を受くるに付て印税ダノ或ハ取調入用ダノと名付る要らぬ入用を沢山にとり立らるゝ事でござる何もその者の所持の地面を他に譲り渡さゞる間ハその者の所有物なるハ知れたる理窟にて誰も横合からこれをかれこれ異論する者ハ

ござり升それさるは今はじめて氣乃附たる如くに持主乃株を堅固にするにも地券状を渡さねばならぬ杯と噪ぎ立るも實に馬鹿らしい理窟でござるお負に地券乃金高を定むるに付きその地面不相當乃直段を書出す時もその地面をとり上げそれを他人に入札さすべし杯と強面に威しつくるも詰り地券乃金高を殖やし年貢乃上り高を沢山にせんとする工夫と見え升されど地券發行乃事なども大方毛唐人乃國の法にて政府にてこれをとり用ゐる時も容よく欲心を逞くする

ことを得らるゝさへならんと考へ外只今清語しやス西り如何程政府にて地券を地面持主の株を堅固にするための法ダ抔といへるとも基礎が欲心を逞くせんために設けたる悪事なれば隠すよりあらはるゝ遂にその禍があらはれて人民の上に及び世間一般の大苦しみを引起したる次第でござるなれまで地所の割或は年貢の取立方などの事に付ては随分弊害が多くありしときけばその甚しき弊害をお正しなさるはよき事なれどもかく新奇な法為ばかりの規則を設け

またこれを以て銭儲の算段をせらるゝも群るだ追剥に
逢えんとする者を助けてまたこれを追剥が如くされ
を暴を以て暴に易といふて決して公明正大なる政府
のすへき所業にあらざるかと心得ますれどこれ等の
事柄も矢張これまでの仕来りに倣ふ地券の制など
も御廃しになさるがよろしうござりませう

開次郎

イヤこれ等の御疑も一應も御尤のやうには聞ゆれどもそ
れは深き子細のある事にて足下のかく小言を仰らるゝ

詰りいまだ御料簡の至らぬ所でござる全躰これまで日本にても肝腎の政事の道理を穿鑿する学者先生方にても これ等の理合をからムチヤクチヤにてゐられたる位の事なれバまして無学文盲なる人々がこの事につき疑を起し眼の玉を黒白すも無理ならぬ事に覚えけれ元来地券の制も人間の私有を堅固にする法にて人間の性法といふものより起りたるものでござるソコデ近来西洋と附合の道がひらけてよりかの國の学者等が人間の性法によりて人間の私有即所持

乃品物を堅固にする事を以て政事乃一大專務なり
と論ぜられし説が傳ありきて我國にても物乃道理
乃解りたる學者先生方ハその議論乃恐しきに信服し
段々世間にこれ等乃道理を唱ふる者多くなりて遂に
今日かく政府にて地券乃制を定むるに至りたる次第
でござるさてこれまで乃闇黒世界にては人民一般に我
所持乃地面を政府より借受けたるもの乃と馬鹿〳〵し
くも心得ゐたるだけにて政府もまた自分乃所有物を貸
しおく料簡になりてゐられたるものと見え升さる故に

されまで乃掟ハ地面売買を相ならずと堅く禁制してありたる次第でござりますれど先刻も口を酸くして演説しやタル通りも人民が政府を設くる所以を銘々その所持乃品物を安全ニ保護して貰ハんためでござる且その所持する品物乃本源を穿鑿すればミなその人乃勤労骨折を以て生じたるものにして譬バ百姓乃所持する穀物ハ耕作といふ骨折を以て儲けたる品物職人乃所持する製造物ハ仕事といふ骨折を以て儲けたる品物商人乃代物といふもまたさ

れと同様なるものでござるされど今世間の人が地面を所持する者もその儲溜たる金銭を以て買取しか或ハ主なき土地を見出して自分手に開墾せしかこの二ツよりほかに道ハござりません金銭を以て買とりしハ更に論ずるに及バず主なき土地を見出して自分手に開墾志たる人がその土地を以て自己の所有物とするもなほ船乗が海中にて主なき島を見出しこれを以てその本國の屬地とするが如くもとより當然の道理でござるナニト舊平さん今までかゝる道理によりて

所持する地面を以て政府乃拝借物と心得たる人民乃愚をいふまでもなし人民乃物を猫なでにて我物顔にとり扱ひたる政府もあれに超えて百倍も獣愚なるものでござりませんかサテききま御話し申タル通りあれ等乃道理を昔しより世間ハ誰も氣の付く者あらざりしに近頃西洋乃學者等乃詮議を以てやうやく其の筋違なる理合が明白になりしかば政府もまた下々と違ひ賢き者ゆゑ忽ちその過を改めて遂に先頃地面勝手賣買を差許されし次第で

ござるどうでござる舊平さんかく御話し申せば地面を矢張他の金銭財宝と同様にその所持してゐる人に屬する私有物といふ事をよくおわかりになりましたらうされども是れまで御田地抔と唱へ政府より預りたる物と思ひ公然に売買する事乃出来ぬものとしゐたるを畢竟人民乃愚にて世の中が闇黒でありししるしでござるソコテかく地面を他乃家財と同様に屹度その所持人に屬する私有物といふ道理が明白になりて見ればまたこれを保護するを政府乃役目ゆゑ既に

先頃より政府にて地券乃制を定め地面所持人へ券状を渡しなさるゝ次第でござる蓋しこれを詰り地面持乃株を堅固にするため乃法にてこの人乃私有乃権を堅固にすといふ事も世を文明開化乃場所に進むる第一番乃道でござり升その次第柄を話しやさば譬ば夏乃日夕立雨に逢ふ人がもし他人より借受けたる衣服を着用する時を少し位濡るとも平氣なる顔付にて歩行すべけれども全く正直正銘に自己乃銭を以て買得たる衣服を着用する時ハ氣も魂も身にそわず裳を

褰り手拭を覆ひ雫のかゝらざる軒下に雨宿りしてそ
の心中にても衣服に汚斑や出ん或も質の直打や下らん
と大に心配する事でござる或もまた定りたる主なき田
地を五人十人にて寄合ひ耕作する時も一人にて耕作す
る田地よりも必ずとり上げ高の劣るものでござる是
れ一人のミ餘計に骨折とも更にその志るしなきゆゑ
人々互にその骨折を相ゆずり惰にして突掛物に陥るゆ
ゑにてもし其の田地が一人の物に属する時も我勉強次
第如何程にても我身に益あるゆゑ必ずその田地の正

真の取上高を生ずる事でござる蓋しかくの如く自ぶんの私有物を大切に思ふそれ人情の止ムを得ざる所ニて其の人情に従ひて人の私有の権を堅固にする法をたつれば自然に人の勉強する料簡を起し勉強する料簡を起す所から自然に産物も殖え産物の殖ゆる所から自然に身上が饒富になり身上の饒富になる所から自然に世の中が和合して世間に一人も悪事を働く者のなきやうになる事でござるそれ則ちさきにお話し申タル人の私有の権を堅固にするそ世を交

明開化の場所ニ進むる第一番の道ダといふ理合でご
ざる且又地面も他の家財の如くその持主の傍ニ附添
ゐる者ニあらず故ニその持主もこれを支配するニ
恒ニ慥かなる證據を所持せざればヒツト異論紛紜をい
ふ者のあらん時ニこれを辨解すべき手術がござり
ませんされ則政府ニて地面所持人ニ地劵状を與ふる
譯柄でござるサテ又これから年貢の金納ニ改りたる次
第柄を話しやさんそれニ付き先刻足下の仰られた
る活言葉をいまだくわしく田舎の事情を盡されぬや

うに覚え升ゆゑ足下のハまだ盡されぬ所を今申すにとり約て清語しやしたまづ〻これまで田地の年貢取立方の仕様ハ何れの土地にても毎年役人が検見といふ事を行ひその年の作物の豊凶に従ひて税額を定めたる事でござるさるに其の検見を受くるに付ても役人の馳走をもトしめとして餘計なる入用が莫太にかかり且これ等の役人の中にも其の勢ひに乗じいろ〳〵の奸曲を行ひ自己等の腹を脹らかさん算段をするものもありて百姓も検見の法を以て甚だ迷惑なるもの

に思ひたる事でござる且年貢米ハこれを一粒づゝ撰み俵作りも至極丁寧に吟味するのミならず上納せし後とても[redacted]桝目が切れし或ハ入が少なかりし抔といひて罰を受くる事もまゝある由是實に百姓ハこれまでの撿見米納の法を以て至極不便利のものとしゐたる事でござるさるから土地柄によりても定免とか云ふ事を願ひたる所もござり升定免とハその土地二三十年間の年貢の平均高を金に見積りこれを以てその土地の税額に定めたとひ如何なる凶作の時にても[redacted]必ずそ

の定り迄乃年貢金を払ふ事でござる蓋し定免なれば検見乃弊害を悉く除き去る事を得らるゝ也其昔しは百姓がこれを以てその苦痛を免るべき至極便利なるものとおもひゐたる事でござる但し舊平さんこれ等乃利害得失は今更僕が子細らしう御話し申さずとも誰か田舎乃人に付て足下よりおきゝなされなば忽ち御合点のゆかん事はそんじ升サテ又政府にて國用を給する仕方も今年乃末に於て来年中乃入用を見積りその勘定書をあまねく人民に布告しその乃

身上に割合出銀さするが正真の道でござるさうに
これまでの如く米納にてはこの正真の規則を行ふ
事が出来ません譬ば今年年貢をとり立る時の米相
場と来年この年貢を使ふ掛ふ時の米相場とは必
ず喰違あるゆゑあらかじめその見積りの目的を立る
わけにゆかぬ事でござるさるに金納なれば今年の一
円は矢張来年も一円なるゆゑこれ等の差支さらに
生ずる事なし且米納にては運送の間に耗を生ずる
事もあり又は枡取りの上手下手役人の注意不注意

等により大なる損徳を生ずる事もありて詰り人民よ
り差出す丈の年貢が政府の庫へ這入らぬ勘定でござ
ざる金納なれば人民より一圓差出せば政府の庫へ屹
と一圓這入り途中にて耗を生じ数の減少する憂ひ
決してござりませぬされ現今政府にて年貢を悉く金
納に改められたる次第でござるナント舊來さへかく年
貢が金納に改りて見れば検見巡回の手数もなく
て馳走飲食等の入用も省畧し得らるゝ譯なれば一
擧両得公私のためには莫太なる利益のある事でござ

りませんかむ理窟の上にてハ年貢が金納にのミ定りても年貢上納の時節に至り米相場が下落して百姓の難義を起すべきやうに思はるれどもよく〳〵実地の有様に付き考ふれば足下の心配なさるゝほどの御山たる憂もないやうに覚え升且これ等の憂を防がんためには既に田畑勝手作りの御差許の御触もあるうへなれば地面持ハ時の勢に従ひその田地へ桑なりと茶なりと何でも一番利潤の多き作物を仕付け沢山銭儲をするがよい事でござる只今の世界ハ昔しの時

に事なり此の日本に米が一粒も生ずる事なしとも聊
も差支あらざるわけにて夫ぞ人々交易に用ゐる品物の
沢山にならんやうに勉強さへすれバ我田地に一粒の米
穀を作る事なしとも決して食ふ米に不自由する氣
使もござりませんきるに足下の活語しの如く金納に
改りて迷惑する或ハ商人のために一年中の膏汗を
出ずりとらるる抔と歎いてゐる人を牡丹餅を彼岸よ
りほかに食ぬ者団子を月見よりほかに食ぬ者と心得
ゐる馬鹿野郎でござるサテ旧平さん先刻から段々

法語しやス通り政府にて地券の制を立られたるも天
地の道理に従ひ人民の私有を堅固にする次第にて
また六の法によりて公私の大利益を生ずる事だといふ
六とも悉くおこなはりになりましたらソコデ六の大利益
を生ずる本も世に学問の道理が明白になりたるによ
るといへども又政府の公明正大なる法仁心より起りた
るものといはざるを得ざる事でござるされば先程
足下が息巻立て論ぜられたる一件もいまだ深く物の
道理をおしりなされぬ誤りにて或は追々法語しや

タル理合を考へたらば足下もしらず世間乃地面持も必ず低頭平身して心から底から地券乃制を以てありがたきものと思ふ事でござらう

舊平　よし〳〵地券乃一條もまづ僕の負公事としておきませうダがまだ〳〵議論をやめにして引込む事も出来ませぬ　その次第もかの證券印紙乃一件でござる　たとひ元乃世界なりとも金を借るときは必ず請人を用ゐ判證文をせざればかなはぬ筈まで且かく乃如

く私に取結びたる約束にてもその貸たる金がかへれぬ
借たる金を返済せずともよしといふ理窟ハござり
升ませぬさるに先頃證券印紙の規則といふものハ御觸
ありて印紙又ハ罫紙を用ひざる證文書付類ハ後日
出行違争論を生ずとも政府に於て請取上げに相
ならぬ裁判してやらぬといふ法度を設けられた
ハ何の譯柄でござり升ぞ僕ハ是を以て政府が欲
心を逞くせんためにまたく民の約束事に付き銭儲の
工夫を設けたるものかと心得升されど今の政府の所

業ハ恰も香具師際物商人ニ類したるものにて實ハ
卑劣千萬なるもので御座る且政府ニて行ふ所の錢
儲ハその權威を用ゐるばかりいたし抑配或ハ押賣など
の法度を設くるゆゑ他の商人の行ふ所の如く損失ニ
及ぶ氣遣ハ決してござりませんナント開さんこれを
以て見れバ政府ハ如何なる錢儲も自由自在ニな
し得らるゝ株まで僕ハ誠ニ羨しいものニぞんじ升
されど足下の演話しなされたる所ニ付て考ふれバ
政府ハ固よりかくの如き錢儲をすべき筈のものニ

あらじと心得并且政府にてこの銭儲をするために用ゐる本手金は如何なる所より出る者ぞと問へば即人民より出銀したる年貢運上ではありませんか人民より出銀したる年貢運上を以て本手としまた人民より預る所の権威を道具に用ゐ却て人民の金銭を吸とる仕業に及べるは鵑にいはゆる廂をかりて本屋を奪とる次第にて甚だ相済ぬ事に心得并又證券印紙とただ借用證文または譲渡證文の如きものにのみ貼用せよといふ事ならば或は全く人民の約束を

堅固にすべきための法則なりんとも思ふべけれども荷物の送状貨屋の通帳をはじめ及び些細なる酒の切手に至るまでこれを貼用せよといふ所を以て見れば決して人民の約束を堅固にするためなりの規則でもござらぬどうしても銭儲のために設けたる法度に相違ござりませんされば先般政府にて證券印紙の規則を發行せられたるは實に筋違の根本これ等の事をお廢しなさるが正真の筋かと心得升且又當節裁判所にて公事訴訟をとり捌く

法仕方を實に虐い者でござり升貸金滞りを以て
願ひ出る者ある時ハ忽ち借方を呼出し返濟方を
言付け借方が難澁抔申立る時ハすぐに身代限を
言付け本人の身代限にて不足ある時ハ請人にまで身
代限を言付くる事でござる元来借たる物を返すハ
當然の道理にて借たる物を返さゞれバ我名望を落す
由ゑ人情に於て誰も借たる物ハ必ず返濟したく思ふ
事なれども無據不手廻から遂に返濟延引に及び或
ハ政府の法苦勞を煩すまでも至る次第でござるされバ

かくの如き貧乏人にハ政府にてハ少しハ寛かなる御
處分がなくてハならぬ箸かとぞんじ升しかるに只今
のやうなる御仕方でハ政府の御仁恵といふものハ少
しもないのみにて貧乏人ハ誰の御蔭を以てその性
命を全くいたしませう實に途より外に致方のない
次第でござり升この故に世間の日済貸又ハ高利貸
抔といふ奴等ハ得手に帆を揚げ漫に高き利足を以
て金銭を貸出し遂に貧乏人の身上を吸枯しにする
次第にて實に貧乏人ハ右へゆきても左へ避けても浮

む瀬のすき時節でござり升されども此の頃世間乃一口ばなしにある時天子様が高楼にましまして東京の市中を御覧ぜさせられしが、やがて高き屋に登りて見れば烟りたつ高き屋に登りて見れば烟りたつと二三遍繰返して吟じ給ひたる事がござる ソコデ御傍に附添へる侍従乃方々が天子様に御向ひ申シ恐ながら下乃句を何と申シ升にと伺しかば天子様曰く朕は下乃苦を志らぬと仰ッた杯と悪口を頻に唱へてをり升され畢竟政府が欲情にのみひかれて下々を恵ぬ證據でござる

昔し徳川家の頃ハ随分役人に奸曲もあッたる事なれども公事訴訟抔の事ハ今より反て寛大にして正真しき仕方に適ひたるもののやうに覚え升既に貧乏人のために強情我慢を言募る貸人を捕へ之れを仮牢へ打込みその強欲なる根情をとり拉れたる事なども有りて貧乏人を恵む政府の仁恵ハ何時もかくあるべき筈でござるさるを只今の如く貸方にのミ利の附く情捌をなされてハ貧乏人の行立道なくして寝ても覚ても政府の事を誹り罵るハ尤至極の次

第でござる故に政府にて早速に彼の證券印紙の如き
錢儲の仕事を廢され裁判の事なども成丈貧乏人の助
るべきやうなる御仕法に改めらるゝにあらざれば決して
て下々の者が政府の恩徳を仰ぐやうにはなり升ま
いかとぞんじ升且いつまでもあるに氣が附ずして
朦朧としてゐらるゝ時は追々下々の怨が重なりて
終に世の大乱を引起す基とならんかも謀り知られ
ぬことにて此の舊弊を直にあれ等の事を以て此の湯
鑵頭を病すことでござる開さん足下もよく萬事の

道理を詰究めなさッてあらうる事ダガナニトおれ等乃理
窟を如何におぼしめし升
開次郎
アハヽヽヽ相替らず足下乃妙論驚き入り升ダガおれ
ハ世の懶惰者が借たる物を返さゞる算段に設けた
る語しなするを足下乃至らぬ浅料簡からまおとに受
けて御気受けなして一ツもとるに足らぬものでござる
全躰借たる物を返済するハ天地間の當然乃道理に
てまた質たる物をとり返すハ世乃道理に於て聊も

不思議のない事でござるまた人間の脩身の道に付
て論ずる時は他人の物を借て返さゞるは大悪の所業
まで其の罪は皆な盗賊と同様なるものでござる元来
他人より借受けたる所の財貨はその人の骨折を以て
得たる品物にてまたその仁恵の志を以て貸与へ呉れたる
ものなるに我身は却てこれに悖り貰ひたるものゝ如く
思ひなしていはゆる仇を以て恩に報ゆる理窟にて是
れを人面獣心なる所業と申ませうさる故に借て返さ
ざるは有様こそ異なれ盗賊に少しも相違なき所業

にて人間の脩身の道に於て堅くこれを誡むる次第でござるさるにこれまで世間に借タ物貰タ物と思ひ升杯といふ褻語を吐ちらしゐたる横着者もありて舊幕府の頃にハ却てこれ等の横着者を以て不便と思ひたる所より竟に金持をして金を貸す事を危く思はせそれがために利足を引上ゲ僅一ト月か二タ月の間に元金丈の金高をとり上る工夫をなさしむるに至りたる事にて金持の料簡となりて見れはまた無理ならぬ譯柄でござる近頃に及び益々貧乏人の困窮を極むる

大本を蓋し是れ等乃事情より金持が容易に金を手
離さずして自然に世間の金銭融通乃道を塞ぎたる
に至る事でござる故に只今政府にて嚴しき處分を
以て貸借乃裁判をなされるも畢竟人乃行ひを責む
るまでにて世の人間をみな正直者にせんためなれど僕
などは誠にありがたい事にぞんじ升ソッコデ貸たる物
に間違なく屹度返り來る時も金持も是れまで乃如
く貯金を窖庫乃底に隱しおくものなくしてみな安
心して貸出すゆゑ自然に世間乃錢廻りがよくなり且

利足なども段々下落するわけにて貧乏人をまれによりまた廣大なる幸福を受くる事でござる ナント舊平さんこれ等乃理合をお考へなされませ只今乃政府乃法仕法は實に世間乃大利益をなすものぞといふ事ゑスッカリ御得心になりましたら サテ又人間乃料簡は恒に私乃方へ傾き易くして懼るゝ者のなき時は必ず手前勝手乃所業に及ぶものでござるされば裁判所にて貸借乃裁判を寛大なる憂多を以てとり捌く時もこれがために世乃人乃手前勝手乃料

簡を増長させ竟に返済すべき工面の出来ざる者にてはなく
成丈返済せざる算段する事に陥り詰り世間乃大害
を引起す次第でおざるをかの舊幕府乃役人ども
が袖の下乃進物や鼻薬に眼を眩し借方乃者に
利のある捌をせしも譬ば足手乃達者なる若者に慢
不金銭を與へ却てその人を懶惰者に引入るゝが如く甚
だ相済ぬ仕方でおざるサテ又裁判所は公義正直に則
り人民乃権利を保護するを以て職務とする者也忌
他人乃ためにその財貨を奪ひとられ迷惑に及ぶ者あ

る時はたゞちにこれを國の掟にてらしその奪ひとられたる權利を以て本人に回復し與ふる事でござるされど裁判所にて借人の贔屓をし貸主の難義に及ぶ捌をしては一定の筋に於てその職務に背きたるものでござる且政府は世間一般の利益を謀るべき筈の者なるに裁判所の役人が我愛憎の料簡よりかゝる不正の取計をしたれがために世間一般へ迷惑を受させる時は畢竟政府の職務上に於ては甚だ相済ぬ次第でござるナント舊平さんあれ等の理窟を法香込なされた

ば今の裁判所の處分に付て怪むべき筋も疑ひを起すべき道理もござりませんサテこれから證券印紙を諸發行に付ては道理を話しやさん全躰裁判所にて公事訴訟を吟味する仕方も第一に證文書付の類を以て證據としその理非曲直を裁判することでござる蓋し人の料簡も外表から見て知れざるものなり且口といふ調宝なるものを以て詐偽も正真の如くいひまぎらす横着者もなきにあらざれば願人や受公事の者のいふ所を以て證據に用る捌きをする時も弁舌

の達者なる者がいつでも必ず勝公事を占る事に及ぶ
ゆゑ無據一向證文書付の類を以てその理非曲直を
裁判する次第でござるされバ證文書付の類もその大
切なる事今更いふまでもござりません證文書付の
類もかくの如く大切なる者なれバ人民の約束をとり
極めその書付をとり替す時ハ必ず政府の役人の
立合を受けその約束の慥なる事を證すべき筈なれ
ども日々數限りもなき人民の約束事へ一々役人を出役
さするハ政府といふとも及びがたき事ゆゑ證券印紙

を發行して其の代と志たるものでござるされバ證文書付乃表に印紙或ハ罫紙などを用ゐるハ私にとり結びたる約束を以て政府乃役人乃立合を受けたるものと同様にする理合にてその約定乃慥かなる事を表する次第でござる蓋しこれ等ハみな政府乃人民を大切に思ふありがたき思召より出でし世間の信義を堅固にし交際乃和合を永續せしめんため乃仕法なれバ誰も彼もありがたく思ひてよく此趣意を守らざれバならぬ事でござるさるをこれ等乃道理にもなき足下が

屈服せざるならむ僕これを以て恰も能楽息子がその父母を誹謗するが如く足下の議論ハ自己の手前勝手を十分ニ行ふ事あたハざるより出たる執念ぶかしの不理窟かと考へ升且又十萬両の金の取引も一歩の金の約束も信義を堅固ニする味ニ於てハ異なる所なき事ゆゑ些細なる酒の切手といふとも印紙を貼用するハ固より当然の道理でござるさるを一歩の金ニも印紙を貼用せずともよしとれバ十萬両の金といふともまた印紙を貼用せずともよき筈

にてすれど證券印紙發行の事柄も徒らに屬すでござらうされどその事に付て足下の論ぜられたる所もまた少えぬ理窟でござるナント論者さん先刻よりその開次郎が談話しける所を篤とお考へなされませ裁判の一件も證券印紙の一件もことな悉く御得心になりましたらうされど足下に限らず世間の人誰も彼もそなたのありがたき談趣意を奉戴して人の害にならぬやう自己の害をかうむらぬやう恒に正直なる心を以て善良なる行ひを勵し互に信実

を盡してこの世を豊むべき善をできすれバ自然に一
身の名誉を得て遂に活計歓楽心のまゝなる身分
と相なる事でござらう

舊平

イヤ開次郎さんもう一番注問アス事がありア則貨
幣や紙幣の事でござる昔し幕府の頃の通用金を
小判といひ貳歩金といひ一歩銀一朱銀といひて今の
貨幣に較ぶれバ百層倍も直打のあッたるものでござ
る尤幕府の時代にも度々吹替がありて段々形も小サ

くなり目方も減少したる事なれども中々只今の貨幣のやうなるものではござりませぬゆゑ諸色の直段も甚だ安直にして世間が甚だ暮しよかッたるもので
ござるさるを御一新の頃戦争の騒ぎに乗じ諸国の大名めらが慢に貳歩金の贋物をこしらへあれがために既に世間の迷惑を引起してゐる所に加ふるにまた天朝にて紙幣を作りあれこそ發行したるにより諸色の直段も恰も朝嵐に紙鳶を揚るが如く滅法界もなき高価となり世間の人民を難渋迷惑貧窮困窮の四ッを

一時に極めたる事でござるサテ戦争の騒ぎも済て世間の波風もをさまりてかの貳歩金紙幣などのために損をする者ハ損をし困る者ハ困りはてゝ後やう〳〵世の中の折合が付て出来上りたる所の通用金が即今の貨幣でござる今の貨幣ハ誠に笑談らしいものにて一圓の金貨などハトントン豆粒ほどの者なるゆゑ疎漏者ハ度々取落し遂にハこれを以て忌々しい物に心得る事でござるされバこれをかの小判或ハ貳歩金などに較ぶる時ハお月様と鼈ほどの相違にて誠に有難味の薄

きものやうに心得られ外且昔より日本の通用金の形も四角なるものに極ッてありたるを政府の毛唐人好キの所より毛唐人の國の弗銀の形に倣ひ遂に只今の新貨幣の形を圓く製造せられたる事でござるナント開きん政府かきねどまでに毛唐人の真似をしたく思ひ給ふ寧政府の株を毛唐人に呉れてしまッたる方が世話がなくしてよるに便利ならんかとぞんじ外貨幣もたとへ形が小サクなり目方が減少して玩物の如くなりたりとはまだもるしおくべき所あれども紙幣に至りて

も殊に仕方のないものゝやうに心得られ升既に去る辰年の頃の有様を御らんなされ百両の紙幣が正金三十両か四十両位の割合まであれがため世間一同に大難渋を極めたる事でもござりませんかさるに此度政府まで製造する所の紙幣の金高も凡一億五千萬圓ほどといふ事でござるナントかゝる大数の紙幣が世間に出る時はまた先頃の如く正金と紙幣との間に大なる喰違ひ生じ竟に先頃の難渋より百倍も立勝りたる難渋を世間へ與ふる事に及びませう且今日までも最早容易に

貨幣の顔を見る事のかなはぬやうなりたれども其の後一両年もすぐる時は必ず世間がマルデ紙幣ばかりに變じ貨幣は薬にしたくても得る事のかなはぬやうな成行ませう全躰紙幣は原質が紙を以て製造し一圓に一圓丈の直打を具ふる者にあらざれども是を以て正金の代とし賣買の道を謀る時は必ず諸色の直段が高直になるべき筈にて終には草鞋が一足一歩酒が一升一圓木綿が一反五圓抔といふやうにならんも勿論の事にぞんじ升蓋しあれ等もその舊弊の狭い料簡

から出る取越苦勞乃やうにおぼしめしたまはんなれどもよく〳〵込入りて深く心配して見る時はどうしても朦朧と安心してゐる夫こともも出来ぬやうに心得られず且又紙幣も毛唐人乃方へ通用せぬ者ゆゑ交易場にて交易の盛に行はるゝに随ひだん〳〵日本乃貨幣乃數も減少するあげくで畢竟乃所に至ればさの廣き日本國に正金といつたら鐚一文もないやうに相なる事でござらうされば紙幣乃事に付き政府にて只今乃間に象の附く事なくば恰も鼬のために血を吸とられたる雛乃如

く終に其の日本國の立枯に及ばん事鏡に懸て見るや
うでござる蓋しこれ等の事柄を天子様の思召より出た
る者か又は役人方の料簡より出たる者か明白にその
の本を知る事あたはざれども何うしても國よ異し
甚だ相済ぬ譯合でござるそれとも又日本は神國
の事もある通用金までも紙にせざれば天照皇太神宮様
に對し申譯がたゝぬといふ理窟でもあるか何にせよ其
の舊弊の如き愚鈍の者には一向ワからぬ次第でござ
るたゞ僕をこれ等の事を以てその考へ付きたる人




惺々暁斎
一朱
一分銀

物に拘らず偏に政府の貪欲なる料簡より出たる横著なる仕業と考へ升蓋しこれ等の事の起りを穿鑿すれば通用金も政府の極印さへあれば石でも瓦でも通用する者也と思はじめ先貨幣の目方を減少し形を小サク吹改めこれを以て十分な銭儲をせんと較計たるに貨幣にてもな不地金のためにて幾許の本手が費え案外に面白味が少き也と思ソコデ又もう一ツ拡張の仕法を思かへ遂に紙幣と云沙汰を改めたる事でござるな る不ど紙幣なれば一億五千萬圓の金高を製造する

に大方壹萬圓か貳萬圓も紙を買へば足る事ならんゆ
ゑその目論の通り廣大なる錢儲になりて政府のた
めにも誠に珍重千萬なる事でござるが其の欲心の
ためには日本國を滅亡の場合に至らするもどうすべき事
でござる何トカ申譯の仕方がござりぬカ實に政府のか
くの如き所業に及べるも恰も禽獸の食物に羈されて
その身命を失ふが如く人民の上に立つ政府たる者の
すべき所業にあらざるかと心得ぬナント聞きんその欲
張政府が他國のものなれば更に氣を揉むと心配する所

もござりませんけれども我國乃物自己乃物と思ふ時もまだ〳〵してる知らぬ顔して空嘯てある事も出来ぬわけでござるされど僕もこのまゝに捨置けど何時までも政府にてその所業を改むる期なしと思ふゆゑまづ一應足下に請詰シヤタル上事宜によれどもその趣を以て政府へ異見を加へんかとも存じ噫イヤナ事イヤナ事欲張政府乃下に住居する人民も始終政府のために氣を揉ミ心配して命乃縮むやうに覺え升

閑次郎

なるほどあれ等の御疑ひ一應も御尤でござる夫の開次郎などは元を矢張さやうに心得てなりしにだん〳〵博識の外人より御話しを伺ひあれによりてやう〳〵其の頃に及びその道理を會得したる次第でござるされば其の博識の外人より伺ひたる所を以てまた足下に御取次するでござらう全躰昔し世にいまだ通用金といふものゝなかつたる頃は世間の交易はみな品物と品物との取換にしてその不便利なる事を今僕があれを足下に御話し申さんとするはトテモ及ばぬ位の事ダさうでござる

サテ又人間ハ神妙不測の知恵を具ふる者なれバかくの如
き不便利の事あれバ誰も彼もこれを除かんとする
料簡を生じ各々その工夫を回らしたるに世間一般に珍
重する品物を以て通用金に定めこれを以て交易の媒
介をさする時ハ其の患を除き得べしといふ妙工夫を案じ
付遂に世に通用金といふものを用ゐる事になりたるなり
さうでござるなれど世に通用金のある上ハ我が所持の
品物を以て一度通用金に取換さへしておけバ何時にて
も欲しき品物を入用丈求むることを得られて誠にい

えんかたなき便利なる事でおざるされバ其の通用金を用ゐる世界を以て以前の通用金を用ゐざる世界に較ぶる時ハ恰も生れ替りたるほどの相違ありして通用金を用ゐる世界に生れたる人間ハ通用金を用ゐざる世界に生れたる人間よりも百倍も幸福を得たるものでおざるサテ又世間一般に珍重する品物ハ如何なる物ぞとたづぬれバ即金銀の類でおざる金銀の類ハ第一に直段の狂ひ少き者なり第二に容量小くして高き直打を具ふる者なり第三に直打を害さずして大小如何様の形

にもなし得べき者なり第四に永年の間貯へ置くとも更にその形を変ずる事なきものなり蓋しこれ等を通用貨幣にすべきものに缺くべからざる性質なるに丁度金銀の類もこれを具へたるゆゑいはゞ眼の寄る所へ玉の寄る理窟にて世間の人情が言ふ金銀の類に集りこれを重宝に思ふ所から誰が談し誰が約束をとり極むともなしに自然にそのものを以て通用貨幣となしたる次第でござるされバ通用金の世間に通用する所以を敢て政府の法定によりて造幣寮の極印が据えてある也

是にあらず即世間一般乃人情が之れを好き之れを用ゐるによる事にてその證據を昔し世にはまだ定ったる政府も遠き鎌倉の時代にても塊金又は砂金などを用ゐて世の人が交易を遂げたるを以てお志りなされませサテ金銀を通用金になるべき適當する品物といふ事が濟ば心になりたる上を其の通用金が物を買ふ力を生ずる所以と萬物乃直段乃標準とする次第柄を説話し「きん元来通用金と物と物との間に立入りて雙方乃便利を達せしむる事を以て職分とする者にて人間で

でござるサテ先話しナス通り通用金は矢張一ツの品物にて他の米穀絹布又は刃物なども聊も相違なきものなれども米穀絹布刃物などは是を求むる人と求めざる人とあるゆゑ廣く世間の交易を遂ぐることあたはず通用金はこれに異りて世間に一般にこれを好むゆゑ廣く何品とも交易する事を得られて大なる働をあらはす次第でござるソコデかく通用金は他の品物に同様なる者なりと得心ゆく時はその直打も生ずる理合もおし知らるることにて譬ば足下の傍にある

その煙草盆を以て一圓乃直打あるものとせバ即煙草盆ハ一圓乃金を買ふ力を具ふる者といふべし又一圓の金ハ此の煙草盆を買ふべき力を具ふる者といふべくしてかく煙草盆と一圓の金と丁度釣合ふとき其杣か深山より木を伐出し指物屋がこれをかく一ツ乃煙草盆ニ作り商人がその見世ニてこれを買人ニ賣與ふるまでの手間と鑛夫が鑛山より地金を堀出し大坂乃造幣寮ニてこれを一ツ乃一圓金ニ作り世間乃通用ニ供するまでの手間と寸分も差ハず丁度適當するとき

でござるされば此の二ッ乃中一方乃手間に變りを生ずる時もまた必ず此の釣合に變りを生ずべき勘定にて譬へば此れまで此の煙草盆一ッを指物屋が二日乃手間を以て造りたるに新たに便利なる道具を發明して一日乃手間を以て造るやうに及べば即ち此の釣合も變じて必ず貳歩の金を以てこれを買ひ得るやうに相なるでござらう又これまで一圓金一ッ丈乃地金を鑛夫が二日乃手間を以て堀出したるに新たに便利なる道具を發明して一日乃手間を以て堀出すやうに及べば即また

其の釣合を變じて必ず二圓の金にあらざれども是れを
買ひ得る事かなはぬやうに相成るでござらう つゞめて
いへバ品物の割合よりは通用金が殖ゆる時ハ品物の
直段騰貴し通用金の割合よりは品物が殖ゆる時ハ
直段下落する勘定でござる さりながらさきには活
しアタル通り金銀の數ハ相場の狂ひ甚だ少きもの也
ゆゑ品物と通用金とが釣合ふに狂ひを起す事あるも何
時もまづ大方品物の仕出しに狂ひを生じたるによる事
でござる サテ通用金の直段をいつも大方一定して狂ひ

乃甚だ少き者也是れを以て他乃品物乃直段を計る時ハ手早く其の品物乃釣合を知られて誠ニ便利なる也是遂ニ何品ハ幾圓何品ハ幾銭抔と恒ニ通用金を以て品物乃直段をあらハす事と相なつたる次第でござるさりながら通用金を以て物乃直段を計るハ升を以て酒乃量を計り物差を以て反物乃長サを計る事抔とハ大ニ異りたるものでござる譬バ去年一斗乃米を一圓と計りたるも今年ハ一圓一歩ニも或ハ三歩ニも高下する事あるものなれバ是れハたゞ面倒なる

唱を省きて手早く物の釣合を知らんまでの仕事を
おもりなされませナント舊平さんかく話しヤシたらぞ
通用金の物を買ふ力を生ずる理合も物の直段の標
準となる理合も悉くおわかりになりましたらう サテ此
れ等の理合がおわかりになッたる上をあれから通用金
に付き政府の行ふべき職務を話しヤさん全躰通
用金を既に話しタル通り世間一般の好みによって
通用する者ゆゑ政府にてあれを世話するをいらぬ仕事
のやうなれどもこれを世間の人の心任せにしおく時を

各々その欲心を擅にし混雑を生ずるのミにて通用金あるがために更に利益を起す事なきゆゑ無據人民の名代なる政府にて此の事務を引受けこれを一般の利益をはかるべきやうに世話するだけでござるサテ通用金に付き政府の行ふべき職務ハ二筋の理窟に關係いたし外にハ萬の賣買の約束事に付き必ず定ツたる通用金の名目を以てその代價のとり極をさせんために此の事務を引受くる事でござる蓋し世に定ツたる通用金なき時ハ物の代價を受取り渡しする

際に於て或ハ其の金にても受取る事かなハぬ又ハ其の品物にあらざれバ拂ふ事かなハぬ抔と互に手前勝手を言争ひあれがために世間に喧嘩争論の断ゆるひまもござり升まいさるに政府にて世間の人情に從ひ一ツの品物を撰みて世の通用金に定めあれを以て萬事の約束を遂げしもあれバあれ等の差支も地を拂ひて消失する事でござるまたもう一ツにハ政府にて世の人情に從ひ金銀を以て通用金に定めたる上ハあれをして大にその働をあらハすべきやうに世話する事でござる

通用金をして大にその働をあらはさしめんとする仕方は一番に通用金の性合をして一抔に純精ならしむる事二番に通用金をして大小幾許の交易にも用ゐらるるやうなどよき形量に製造する事三番に通用金の目方を確定し明白にその直段を書き載する事でござる。蓋し只今の新貨幣はこれ等の正當の道理に從ひて製造したる通用金にして即ち横着者の削取りを防がんためにその面に細密なる模様をちりばめ計算に便利ならんためには圓らかにして且平らかなる形に鑄造

し性合を純金九分に混和物一分を加へ目方の割合を
英佛亜の三ケ國の相場を比較して定めたるものにて
そのくはしき事を新貨條例といふ書物に書載てござ
るナント舊平さんこれ等の話しを篤と考へなされ
なぞ足下の法疑念を恰も山國の人があたらしき魚を
以てうまくないといふが如く畢竟通用金の真味をお
しりなさらぬ浅果なる料簡より生じたる迷ひだと得
心ゆきましたらうダカ併しこれを足下ばかりをとがむる
わけにもゆきませんこれまでこれ等の道理を肝腎の政

事をとり扱ひたる役人ですらしらざる事なれバまして下々の者がこれを知らざるハ尤千万なる事でござるそれに付き足下の御疑ひもあるわけなれバこれから通用金の直段に狂ひを生ぜし次第と昔しの通用金に弊害のありし次第を御話し申さんとぞんずれどもこれを御話し申ス時ハあまり紙数が多くなりて却て御体屈を引出すやうな相成る事ゆゑこれハ先のちの話しに仕舞おきてこれよりすぐに紙幣の一件にとりかゝりませう全躰通用金の目方の重き者なるゆゑ

れを遠方へ運送せんとするにハ存外の入用が費えハ其の入用ハ詰り物産の直段に加るべきものなるゆゑ是れがために物産の直段を高くする憂あれども世に紙幣の設けある時ハ其の入用を省く事を得られてハ其の憂ハたちどころに消失する事でござる又通用金にてハ盗賊のために我所持の物を奪ひとられてもそれを穿議すべき手立がござりませんさるに紙幣にハ必ず一々番号がしるしある事ゆゑ是れあれど盗賊に奪ひとらるゝとも忽ち我所持の物たるを見出し得られ

て自然に盗賊の憂を減ずる勘定でござる紙幣を一寸数へてもかくの如き便利を具ふる者なれどもまた足下の仰らるゝ通り原質が紙にて造りたるものゆゑ通用金の如く正真の直打を具へざるは勿論にてその方法のあしき時は殆んど足下の御心配なさるゝ通り世間の大害を引起す事もござり升あれを西洋人の國にてもその例少なからずして我日本にても既に七八年以前に太政官の札のために一時難義に陥りし事がござる元来紙幣は人の信用を以て通用するものに

て譬ば僕より他人に売物をかしその人より何月何日に
これを返済せんといふ書付をとりおきしに僕もまた足
下に大変払ふべき借銭が出来たるゆゑ竟にこの書付を
以て足下の方へ振向んとせず足下の料簡にて恒よりそ
の書付を出したる本人を正直なる人物と承知してゐら
るゝ時は必ず差支なくこれを受取らるゝ事でござら
う則紙幣の通用するも夫の道理に外ならず故に夫れ
を通用さする政府にて約束通り正金と引換ふる道だ
に慥に立てゐれば活話しても通り正金より一層便利

よき者の為なれバ一層差支なく通用する事でござる夫れに由て見れバ五七年以前に太政官の札の下落せしも畢竟法一新の際にて世間の人が政府を信ずる心薄くその発行する所の紙幣は詰り海の物やら河の物やら見留が附かぬといふ人気から遂に下り坂に車を轉すが如く底止なく下落したる次第でござるさりながら夫の紙幣ももとより政府に於て慥なる目的を以て発行したる者なるの為更に厳しき法綱を出し正しき方法を以て夫の下落を防ぎしかバ遂

にまた大風に紙鳶を揚ぐる如く翩々然と騰貴して
僅か一月も過ぎざる間に世間にて正金より却て紙幣の
方を珍重するやうに相成ッたる事でござるナント此等
の訳しに付て能考へなされ紙幣ハ引換の道さへ
慥なれバ屹度差支なく通用する者といふ理窟ハおわ
かりになりましたらうさりながら紙幣を発行するハ
至極六ツ敷ものでござるその訳ハ紙幣ハ元来紙を以
て造りて幾萬圓の金高にても造作もなく造り得べ
きものなるゆゑ政府にてもし存外に国用不足の事な

どあれどその苦しさに耐へかね竟に引換ふる目的もな
き紙幣を發行するに至るもまゝある事にてかくの如
き事情より發行したる紙幣ハそれなり世間の大害
を引出すものなれ終に紙屑同様に相成りこれを所
持せる面々ハこうな大損失を蒙むらん事でござる蓋し
かゝる例しハ古来西洋の國々にて沢山ありたる事にし
て前車の覆へるを後車の戒といふが如くこれ等の例
を却て我日本國の幸となり日本の政府ハこれ等の例
によりてその利害得失を悉くとり調べ遂に正しき道

に従ひて只今の紙幣を通行せられたるなれバ只今の紙幣なり一點の疑惑も用ゐず屹度信仰すべき者でござる何を以て只今の紙幣を信仰すべき者とするかと問ならバ元来物の相場も力づくにも腕づくにもゆかぬもの故もし只今の紙幣が道理に外れたる者なれバたとひ政府がいかやうに骨を折らるとも決して正金同様に通用する筈はなき譯でござるさるに世間にて正金より却て紙幣の方を珍重する所を以て見ればあれ何より疑ふべからざる證據でござるナント舊弊さ

んかく済治しヤミたらむ紙幣乃一件ハ大方足下乃御胸に落着したる事でござらうサテ又當今政府にて紙幣を發行せらるゝ次第も即新に幕府乃仕散らしたる跡を引受け引續き戰爭乃入用から近頃に至り外にも外國交際の物入りあり内にハ諸藩乃借金を引受け士族に產業乃本手金を與へ且鉄道を築き傳信機を建て兵隊を組立軍艦を買入れ郵便を設くるの數限りもなき物入りありてそれ等乃入用を埋めんために他より金を借り入るゝ時ハ又候利足乃ために借金

乃上乘をする事ニ陥るゆゑ竟ニ紙幣を發行して一時の埋草乃手立を設けたる次第でござる蓋しれ等も日本國を開化ニ進めんためニ用ゐたる入費なれバ正真乃理窟ニ拵てたゞちニこれを人民ニ割付出銀さすべき筈なれどもさやうする時ハ却て人民乃難義ニなりましたドンナ禍を引出さんもはかりがたき事ゆゑ無據紙幣を發行して一先その不足乃金高を補ひおき次第ニこれを償ふ工夫を立たるわけでござるまた足下乃議論でも政府ニ紙幣を造り錢儲乃仕業をすと仰

る事ダガ只今も御話し申ス通りもし政府まで金を借る事あらバその利足も誰より払ふ事は本より外なし或ハ是れがための通用金を鋳造せずその地金の代金を誰より払ふ事は本より外ならぬ人民より払ハざれバかなハぬ事でござらうさすれバかの一億五千萬の紙幣を製造せんは二萬圓の本手を用ゐるんより五千圓の本手にて足らんきろ世間一般の利益となるべき勘定にて是れも今更僕が改めていふまでもござりますまいされども此れ等の議論も矢張足下の御心得違より出た

るものでござる且又足下もかく世間に紙幣が流行すれバ即通用金の數が殖えたる勘定ゆゑ自然に物の直段を高くするならんと御心配なされる事なれども夫れもまた餘計なる御心配でござる蓋し只今の紙幣を既に世上に殖えてゐる品物の負債に充つるために造りたるものゆゑ品物の直段を高くせざるのみならず後にハ其の物あるによりて追々品物の直段を安くする事に相なりませうナント舊平さん是まで僕が御話し申たル所を篤と御勘考なされバ通用金及び紙幣の理合

は明白に御得心に相なる事でござらう　サテ又足下は夫の有様のまゝにて打過ぐる時は交易のために我日本國は立枯に至るならんと御心配なされる事だが僕の見込にてはこれもまた無益の御心配かとぞんじ升元来交易の道は恰も水の低きに就くが如く偏に餘れるを以て足らざるを補ふだけ柄の者なれバこの事に付て決して足下の御心配なされる如き禍は起らぬ道理でござる且外國人が日本の金銀を輸出しにくいといひてもこれをたゞ奪ひとうて持ゆく次第ではござらぬ

必ず品物を賣與へその代價として持ゆくどけうして日本人もまたその金銭を無益に外國人に與ふる氣違ひござりませぬ即品物を買受けその代價として與ふるわけなればその買受くる品物よりまた必ず若干の利益を得べき筈にてたゞ勉めて無益の物さへ買とらざれば外國人のために日本の金銀の數を盡して輸出さるともまたこれを掌を反さぬうちにとり戻し得らるる理合にて聊かも心配する次第はござりませぬたゞ日本國を殷富にせんと思はゞ人々外國人に立勝り勉強

して産物を作り出すにあり譬ば同様の品物を同様の骨折を用ゐて外國人は一ツより多く作る事あたはざるに日本人はこれを二ッも三ッも作りやうあれば則外國人より二倍も三倍も多く錢を得るわけなるゆゑ日本人の身代のよくならん事杖を以て地をうつが如く決して間違もなき事でござるナニ舊平さんこれ等の語しきどうでござる足下の思召さるゝ處もトンダ異りたる理窟でもござらんかサテ先刻からの長談義足下も定て御退屈なされたる事ならんさりながら只今

僕の話しアタル所に付て篤と御勘考なされませ太の一條に付ての御疑念も大方なる事でござらう全躰昔し堅氣といはるゝ人は徳實に隨分よき所もあれども大方は井の中乃蛙の如く恒に自分乃思ふ所より外によき者はなしと心得もし我意外に出る事に逢ふ時は熱心となりてこれを悪樣に言散すものにして舊平さん足下なども矢張太の仲間の人物でござるされど足下乃太の一條に付てかれこれ噪ぎたてられたるも畢竟蛙乃鼻元思案雀乃三里などもなき淺果なる御料簡に

していまだ此の事柄に海より深き理合のあるを洞穿
鑿なされざるゆゑ夫なれば此れを盲蛇物に怖ず大膽不
敵の仕業と云ひやしませう

舊平

段々の道理解明に説ど誠に感服いたし升が實に足下
の説話を以て此れまで積累りたる所の疑念を悉く
消失せ僕の胸中を恰も夜の明たるやうに覺え升今ま
でかゝる道理のある事とも露知らず昔し堅氣の偏屈
より牛を牛連馬を馬連同じ種類の偏屈連に挑撥か

されつゝうか〳〵と例のすねたる性質をあらたし遂に
これがため足下にトンダ御心配をなされたることまで
今更なんとも恐入面目ない次第でござるダガ併し開さ
ん僕のかく足下に御心配をかくるも畢竟日本國を大切
に思ふ料簡より出たる事なれどもどうぞ決してわるく
思召して下さり升ナ且亦の後といふとも僕の胸に落入
らぬ事ある時もまた足下に付て御関やさんも忍どう
ぞその節もあれまでの如く相替ず御教導なされて
下されませ

閑次郎

イヤ旧平さん足下がさやうに御尋るれバ僕も清話しやしたる甲斐ありて誠によろこバしうぞんじ升全躰人たる者ハ恒に物事の道理に心を留め我意外に出る事の起るにもあれバ何故にかゝる事の出来しやとよくその本を穿鑿すべき筈でござる蓋しその本の由縁さへ辨まふれバ如何なる新奇の事といふとも怪むに足るものにござりませんにそれバ先刻より足下の論ぜられたる箇條ハ無学文盲なる料簡にて邊にあれを聞き邊にあれ

を見透にこれを考へなば實に驚愕仰天すべき事なれども平生より人の讀むべき書物を讀み物事の道理に行渡りてゐる時はその本の理合が明かなるゆゑ少しも不思議とも思はぬ事でござる此の故に向後は足下もよく物事の道理に心を留め我意外に出ることありとも必ずその起る本を穿鑿して決して櫻帚を以て幽霊とするが如き人の笑草になるべき所業に及びなさるゝナ

開化問答二篇巻下終

明治八年五月新刻

東京　書林

大坂
丸屋善藏

須原屋茂兵衛
山城屋佐兵衛
須原屋新兵衛
和泉屋吉兵衛
須原屋伊八
和泉屋市兵衛
和泉屋金右衛門
丸屋善七
富城屋藤兵衛
和泉屋勘右衛門